

子ども -すべての子どもの存在が認められる社会に-

体がすごくやせている。それが、わたしがいじめられた原因でした。性格的には、むしろハキハキとして明るい子だったのに……。

いじめは、突然、はじまりました。しかも、クラスの全員から長く苦しいいじめです。男の子たちは、殴り、けりました。そして、女の子たちは、わたしのことを完全に無視し、声をかけてくれる子さえいなくなりました。

間もなく、クラスで、わたしのニックネームが決まりました。“バイキン”です。その上、わたしが触ったものは、“魔がついたもの”として“触るな”という張り紙がつけられ、給食の時は1人だけ机を離され、ろう下を歩く時は、歩くコースさえ決められたほどです。

「わたしが一体、何をしたの。ただ、やせていただけじゃない」その時の心境は、経験した人じゃないと、決してわからないでしょう。ただ、わたしは負けたくなかった。もし、ここで学校を休んだら、自分にも負けることになると思って学校へ行き続けました。

今では、わたしに対するいじめは、ほとんど終わっています。わたしに届いた“バイキンは帰れ”という内容の手紙を先生が発見し、学級で取り上げ、みんなでいじめについて考えてくれたからです。今は、少し、ホッとしています。
(ある中学生の作文より)

いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。しかしながら、依然として「いじめ」の認知件数は減少していません。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人が抱えている弱い部分をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は、誰でもどこかに弱さを抱えています。したがって、個人の弱さをを見つけ攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

児童の権利に関する条例(略称「子どもの権利条約」)抜粋

- 第1条 子どもは、18歳未満のすべてのものをいいます。
- 第2条 子どもは、差別されない権利を持っています。
- 第3条 子どもは、最高の幸せを得る権利を持っています。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を言う権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーを守られる権利を持っています。
- 第19条 子どもは、あらゆる虐待から保護される権利を持っています。



児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。(児童福祉法第25条)

虐待の種類

- **身体的虐待**
殴る、ける、つねる、戸外に放置する
- **ネグレクト**
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えない
- **性的虐待**
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せる
- **心理的虐待**
ふるまいや言葉による虐待

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。